

(証券コード2354)
2026年5月1日
(電子提供措置の開始日 2026年4月30日)

株 主 各 位

北九州市小倉北区米町二丁目1番21号

株式会社 YE DIGITAL

代表取締役社長 玉 井 裕 治

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の下記当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「株式情報」>「株主総会情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.ye-digital.com/ir/stock/#shareholders-meeting
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「YE DIGITAL」または証券「コード」に「2354」（半角）を入力・検索し、「基本情報」>「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本株主総会につきましては、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送くださるか、4頁から5頁の「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2026年5月21日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2026年5月22日（金曜日）午前10時から（開場 午前9時）
- 2 場 所 北九州市小倉北区米町二丁目1番21号 APエルテージ米町ビル6階
株式会社Y E D I G I T A L本社 プレゼンテーションルーム
- 3 株主総会の目的事項
 - 報告事項 第49期（2025年3月1日から
2026年2月28日まで）
 - 1 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

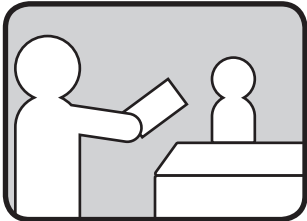
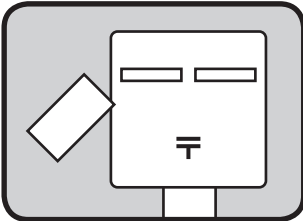
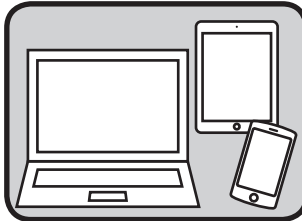
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面（本書面）には法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ・業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容等を掲載させていただきます。
- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法については、つぎの3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
		
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。	当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 ※次頁参照
株主総会開催日時	行使期限	行使期限
2026年5月22日（金曜日） 午前10時	2026年5月21日（木曜日） 午後5時15分	2026年5月21日（木曜日） 午後5時15分

【代理人による議決権行使】

株主様ご本人に代わって、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

【重複行使の取り扱い】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

(1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。)

また、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただくことが必要となります。

スマートフォンでの議決権行使につきましては、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

当社の指定する議決権行使サイト	https://evote.tr.mufg.jp/
インターネットによる議決権行使期限	2026年5月21日（木曜日） 午後5時15分

(2) 利用環境の制限

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

《機関投資家の皆さまへ》

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

事業報告 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策等により、景気は緩やかに回復しておりますが、米国の通商政策の動向や地政学リスクの影響など、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

そのような中、当社グループが属する情報サービス業界では、生成AI等の新たなデジタル技術が社会や生活の中に広まってきており、企業においては、デジタル技術とデータを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、人手不足対応の省力化や生産性向上のための自動化等のデジタル関連投資は増加しました。

このような環境において、当社グループは、中期経営計画（2025-2027）を策定し、プロダクト・サービスの機能的価値から顧客体験価値を軸にした事業モデルへの変革と、顧客や社会のDXやCX（カスタマー・エクスペリエンス）の加速に貢献することにより、「最高のエクスペリエンスを支援するデジタル・サービス企業」を目指してまいりました。

2025年度は、その初年度として、市場や顧客のニーズを起点とした戦略的かつ効率的なマーケティング・営業活動と社内外連携による最適なソリューションの提案により受注の加速と拡大に取り組んでまいりました。また、前年度の品質性能問題を踏まえ、QCD（品質・コスト・納期）の厳守・安定化の徹底した推進により、顧客信頼性・満足度の向上と製品・サービスの品質・利益向上に取り組むとともに、世界で急速に広がりを見せる生成AIを開発工程におけるプログラミング支援をはじめ各種業務において最大活用することにより、生産性の向上・収益性の向上に取り組んでまいりました。

さらに、経営管理システムの刷新・強化と事業ポートフォリオマネジメントの強化によるデータドリブン経営の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は199億61百万円（前連結会計年度比2.3%増）、売上高は202億63百万円（同1.6%増）、利益面でも、営業利益16億28百万円（同15.6%増）、経常利益18億12百万円（同18.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億82百万円（同23.4%増）となりました。

【ビジネスソリューション事業】

当事業では、ERPソリューションは、ビジネスDX推進・構築やIT基盤などの環境整備、新たな顧客開拓や案件獲得により前年度に比べ増加しました。また、健康保険者向けシステム構築終了の影響はありましたが、自動車製造業向けのビジネスシステム開発や移動体通信事業者向け開発は堅調に推移しました。

その結果、受注高は154億18百万円（前連結会計年度比2.6%減）、売上高は159億1百万円（同0.4%増）となりました。

【IoTソリューション事業】

当事業では、物流DX事業は、当年度に入り活発な引き合いや受注が続いており、特に製造業向け工場内物流などへの新展開により前年度に比べ大幅に増加しました。畜産DX事業、スマートシティ向けソリューションも前年同期に比べ増加しました。インターネット・セキュリティ関連製品は、セカンドGIGAでの需要時期のずれ込みにより若干減少し、情報機器などのIoT製品の販売も減少しました。

その結果、受注高は45億43百万円（前連結会計年度比23.5%増）、売上高は43億61百万円（同6.2%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経済環境の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策等により、景気は緩やかに回復局面が続くと思われませんが、その一方で、米国の通商政策の影響は緩和されるものの、イラン情勢の影響による原油価格高騰など地政学リスクの長期化が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われま

す。そうした中、当社グループが属する情報サービス業界では、生成AIの活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、人手不足対応の省力化や生産性向上のための自動化等のデジタル関連投資は、堅調に続くものと思われま

す。このような環境において、当社グループは、中期経営計画（2025-2027）の2年目として、顧客価値の最大化を追求し、以下の4つの取組みを進めてまいります。

- ① 新規獲得した重点顧客とのチャネル（接点）を、最大限活用し、クロスファンクショナルな顧客価値提案による受注拡大を目指します。
- ② 新サービス「AQUA DataFusion」や「COREVIO」の立ち上げを加速し早期事業化・収益化につなげます。
- ③ 生成AIの活用の全社展開、さらなる加速により、生産性と収益性の最大化を目指します。

④ 人的資本経営の推進により、人材価値の最大化を図り、組織力を強化します。
 全社一丸となって努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度設備投資の総額は6億円であり、事業拡大を目的とした設備の新設、開発生産性の向上やコストパフォーマンスの改善を目的とした開発用機器の導入、社内情報ネットワーク関連、基幹システム構築等に対する設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

上記設備投資の資金につきましては、自己資金を充当しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	2022年度 (第46期)	2023年度 (第47期)	2024年度 (第48期)	2025年度 (第49期[当連結会計年度])
受 注 高 (百万円)		17,183	20,035	19,504	19,961
売 上 高 (百万円)		16,151	19,504	19,944	20,263
営 業 利 益 (百万円)		909	1,488	1,408	1,628
経 常 利 益 (百万円)		836	1,559	1,529	1,812
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		783	1,092	1,038	1,282
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		43.19	60.22	56.84	71.41
総 資 産 (百万円)		11,645	12,324	13,228	14,297

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 YE DIGITAL Kyushu	20百万円	96.67%	ソフトウェア開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、当社および連結子会社1社で構成され、情報システムの構築・運営、情報処理ソフトウェアの開発・販売等の情報処理サービスの提供を行っております。

当社グループは、ビジネスシステムの構築やサービスを主体とした「ビジネスソリューション事業」、IoT、AI・ビッグデータ分析技術を活用したソリューションや組込・制御システムの開発を主体とした「IoTソリューション事業」の2事業を展開しております。

【ビジネスソリューション事業】

- ・企業向け基幹システム（販売管理／生産管理／購買管理／計数管理等）の構築
- ・移動体通信事業者向けシステム（携帯電話の加入者管理／計数管理）開発
- ・ネットワーク／システム基盤の設計・開発
- ・アウトソーシングサービス（運用・保守等）

【IoTソリューション事業】

- ・物流DXソリューションの構築
- ・IoTソリューションの構築（畜産DX／スマートシティ向け等）
- ・AI・ビッグデータ分析
- ・セキュリティ関連製品（セキュリティ対応型サーバ／セキュリティ関連ソフト等）
- ・製品組込ソフトの開発
- ・産業用／公共用の制御系アプリケーションシステム（上下水道の流量・水質管理等）の構築
- ・自治体向け情報通信基盤（地域WAN／施設内のLAN）の構築・運営

(8) 主要拠点等 (2026年2月28日現在)

株式会社 YE DIGITAL	本 社	北九州市小倉北区米町二丁目1番21号
	支社・支店	渋谷オフィス (東京都渋谷区)
	事業所等	Smart Service AQUA (北九州市小倉北区)
株式会社 YE DIGITAL Kyushu	本 社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
		アジア太平洋インポートマート6階

(9) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

従業員数 (前期末比増減)
690名 (4名減)

(注) 従業員数は、当社グループ (当社および連結子会社) から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

当連結会計年度の所要資金は自己資金を充当しました。

なお、当連結会計年度末における借入金残高はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式総数 17,825,985株
(自己株式500,315株を除く。)

(3) 株主数 8,766名
(前期比995名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 安 川 電 機	6,940	38.93
Y E D I G I T A L 従 業 員 持 株 会	925	5.19
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	729	4.09
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	278	1.56
株 式 会 社 福 岡 銀 行	260	1.46
B N Y M S A N V R E G C L B R E J P R D L M G C	221	1.24
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	178	1.00
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 2	166	0.93
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	158	0.89
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	147	0.83

- (注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、自己株式500,315株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年2月28日現在)

名 称	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権
発行決議日	2017年5月12日	2018年4月20日	2019年4月19日
保有者数および新株予約権の数			
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名 43個	1名 58個	1名 49個
当社社外取締役（監査等委員を除く）	－	－	－
当社取締役（監査等委員）	－	－	－
当社社外取締役（監査等委員）	－	－	1名 24個
目的である株式の種類および数	普通株式 4,300株	普通株式 5,800株	普通株式 7,300株
新株予約権の払込金額	1株当たり 684円	1株当たり 552円	1株当たり 276円
新株予約権の行使価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2017年6月15日から 2057年6月14日まで	2018年5月29日から 2048年5月28日まで	2019年5月28日から 2049年5月27日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。		
名 称	第 4 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権	第 6 回 新株予約権
発行決議日	2020年4月17日	2021年4月21日	2022年4月20日
保有者数および新株予約権の数			
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名 91個	1名 154個	1名 242個
当社社外取締役（監査等委員を除く）	－	－	－
当社取締役（監査等委員）	－	－	－
当社社外取締役（監査等委員）	1名 45個	1名 75個	1名 48個
目的である株式の種類および数	普通株式 13,600株	普通株式 22,900株	普通株式 29,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり 506円	1株当たり 542円	1株当たり 349円
新株予約権の行使価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年5月26日から 2050年5月25日まで	2021年5月25日から 2051年5月24日まで	2022年5月24日から 2052年5月23日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。		

名 称	第 7 回 新株予約権	第 8 回 新株予約権	第 9 回 新株予約権
発行決議日	2023年4月19日	2024年4月18日	2025年4月18日
保有者数および新株予約権の数			
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名 901個	2名 867個	2名 1,007個
当社社外取締役（監査等委員を除く）	－ ー	－ ー	－ ー
当社取締役（監査等委員）	－ ー	－ ー	－ ー
当社社外取締役（監査等委員）	1名 94個	1名 71個	2名 164個
目的である株式の種類および数	普通株式 99,500株	普通株式 93,800株	普通株式 117,100株
新株予約権の払込金額	1株当たり 378円	1株当たり 635円	1株当たり 486円
新株予約権の行使価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2023年5月23日から 2053年5月22日まで	2024年5月28日から 2054年5月27日まで	2025年5月27日から 2055年5月26日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。		

(注) 1 第1回新株予約権は、当社社外取締役に新株予約権は付与していません。

2 当社は2025年5月23日開催の第48回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。当社社外取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は監査等委員会設置会社移行前の期間に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

2025年4月18日開催の取締役会決議による新株予約権

名 称	第9回新株予約権
交付者数 当社執行役員	4名
新株予約権の数	535個
目的である株式の種類および数	普通株式53,500個
新株予約権の払込金額	1株当たり 486円
新株予約権の行使価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2025年5月27日から2055年5月26日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(注) 上記の執行役員には、取締役兼務者は含んでいません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 また は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	玉 井 裕 治	
取締役執行役員	本 松 隆 之	管理本部長
取締役常勤監査等委員	江 藤 知 樹	
取締役監査等委員	下 池 正 一 郎	株式会社安川電機 執行役員 ICT本部長
取締役監査等委員	三 浦 正 道	三浦・奥田・杉原法律事務所 パートナー
取締役監査等委員	金 澤 美 冬	プロティアン株式会社 代表取締役社長 おじさん未来研究所 理事長
取締役監査等委員	相 良 陽 一	株式会社安川電機 監査部長
取締役監査等委員	野 毛 由 文	ものづくりデザインラボ代表

- (注) 1 2025年5月23日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、取締役遠藤直人氏は任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役監査等委員下池正一郎氏、取締役監査等委員三浦正道氏、取締役監査等委員金澤美冬氏、取締役監査等委員相良陽一氏および取締役監査等委員野毛由文氏は、社外取締役であります。
- 3 当社は、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役下池正一郎氏、取締役三浦正道氏および取締役金澤美冬氏が取締役監査等委員に選任され、就任いたしました。また、監査役城山忠毅氏、監査役相良陽一氏および監査役野毛由文氏は退任し、このうち相良陽一氏および野毛由文氏が取締役監査等委員に選任され、就任いたしました。
- 4 2025年5月23日開催の第48回定時株主総会において、江藤知樹氏が取締役監査等委員に新たに選任され、就任いたしました。
- 5 当社は、社内の情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、江藤知樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6 当社は、取締役監査等委員三浦正道氏、取締役監査等委員金澤美冬氏および取締役監査等委員野毛由文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当社では執行役員制度を導入しております。2026年3月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 また は 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 務 執 行 役 員	竹 原 正 治	IoT事業統括 デジタルソリューション本部長
常 務 執 行 役 員	田 原 圭 一 郎	ビジネス事業統括 ビジネスDX本部長 兼 YDX戦略推進室長
執 行 役 員	山 内 義 文	営業本部長
執 行 役 員	伊 井 稔 博	株式会社アイキューブデジタル 代表取締役社長
執 行 役 員	中 村 一 博	品質保証・業務改革本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

当該保険契約の被保険者は、取締役（社外取締役を含む）であり、保険料につきましては、当社が95%、被保険者が5%を負担しております。2026年9月の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等		
		総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (3名)	182,027千円 (11,270千円)	86,820千円 (3,300千円)	95,207千円 (7,970千円)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 (5名)	29,430千円 (15,300千円)	29,430千円 (15,300千円)	—
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	6,420千円 (1,800千円)	6,420千円 (1,800千円)	—
計 （うち社外役員）	10名 (5名)	217,877千円 (28,370千円)	122,670千円 (20,400千円)	95,207千円 (7,970千円)

- (注) 1 当社は、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役の支給人員および報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員を除く）の支給人員および報酬等は本移行前および移行後の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人員および報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
- 2 上記には、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および同定時株主総会終結の時をもって退任し、その後取締役監査等委員に就任していない監査役1名を含んでおります。
- 3 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、基本報酬については2025年5月23日開催の第48回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く。）と決議いただいております。上記の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は、2名（うち社外取締役0名）であります。また、取締役（監査等委員を除く）に対し、基本報酬枠とは別枠で、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を2,500個以内（うち社外取締役分は250個以内）とすることを決議いただいております。上記の新株予約権に関する報酬に係る取締役の員数は、2名（うち社外取締役0名）であります。
- 4 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会において、年額70百万円と決議いただいております。上記の取締役（監査等委員）の報酬限度額の定めに係る取締役監査等委員の員数は、6名（うち社外取締役5名）であります。また、取締役監査等委員に対し、基本報酬枠とは別枠で、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額40百万円以内、新株予約権の個数を500個以内とすることを決議いただいております。上記の新株予約権に関する報酬に係る取締役監査等委員の員数は、4名（うち社外取締役3名）であります。
- 5 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬等の限度額は、2022年5月20日開催の第45回定時株主総会において、年額50百万円と決議いただいております。上記の監査役の報酬限度額の定めに係る監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。
- 6 監査役（社外監査役含む）への非金銭報酬等の支給はありません。

<報酬等に関する事項>

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2025年5月23日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認したため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬等により構成しております。

ii. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

iii. 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストック・オプションにつき、役職位に応じて決定した個数を取締役会決議後、一定の時期に付与し、権利行使の条件として当社の取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に行使することとしております。

iv. 基本報酬または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合

基本報酬と非金銭報酬等の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえ、株主利益と連動し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

- ② ①に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬については、取締役会の委任決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である玉井裕治氏に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を付与し、同氏において各取締役の基本報酬の額を決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションについては、株主総会決議に基づいた報酬等の額、新株予約権の付与総数の範囲内において、取締役会決議を受けた支給内規に基づき、各取締役の新株予約権の割当個数を算定し、取締役会で決議することとしております。

- ③ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の監査等委員である取締役の報酬は、その職責に相応しい報酬水準とする基本報酬（固定報酬）に加え、中長期的な企業価値・株主価値の向上を図る報酬制度として非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）で構成しております。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役監査等委員下池正一郎氏および取締役監査等委員相良陽一氏の重要な兼職先である株式会社安川電機は、当社株式の38.93%を保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。

取締役監査等委員三浦正道氏の重要な兼職先である三浦・奥田・杉原法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員金澤美冬氏の重要な兼職先であるプロティアン株式会社ならびにおじさん未来研究所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員野毛由文氏の重要な兼職先であるものづくりデザインラボと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役監査等委員	下池正一郎	取締役会 12回/12回(100%) 監査等委員会 10回/10回(100%)	IT・DX戦略および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督・監査等のための重要な役割を果たしております。
取締役監査等委員	三浦正道	取締役会 12回/12回(100%) 監査等委員会 10回/10回(100%)	法律家としての専門知識と幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督・監査等のための重要な役割を果たしております。
取締役監査等委員	金澤美冬	取締役会 12回/12回(100%) 監査等委員会 10回/10回(100%)	企業経営および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督・監査等のための重要な役割を果たしております。
取締役監査等委員	相良陽一	取締役会 9回/12回(75%) 監査役会 3回/3回(100%) 監査等委員会 7回/10回(70%)	財務会計・監査に関する幅広い見識から、経営や監査全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督・監査等のための重要な役割を果たしております。

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役監査等委員	野毛由文	取締役会 12回／12回(100%) 監査役会 3回／3回(100%) 監査等委員会 10回／10回(100%)	企業経営および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督・監査等のための重要な役割を果たしております。

- (注) 1 当社は、2025年5月23日開催の第48回定時株主総会の決議に基づき、同日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上記の監査役会の出席回数は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員会への出席回数は本移行後の期間に係るものであります。
- 2 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。
- 3 当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
②	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務は委託していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める職務義務違反・任務懈怠等の項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められた場合は、監査等委員会が、会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定し、株主総会に提出します。

6 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。そのため将来にわたり会社競争力を向上させ、企業価値の最大化を目指すことで株主各位への利益還元を図りたいと考えております。

このような観点から、利益配分につきましては、今後の事業拡大に向けた内部資金の確保と株主各位への長期にわたる安定的な配当を念頭に、財政状況、利益水準、配当性向などを総合的に勘案して実施してまいりたいと考えております。

当期の剰余金の期末配当金につきましては、2026年4月17日開催の取締役会決議により1株につき10円とさせていただきます。2025年11月5日に実施済みの中間配当金1株につき10円と合わせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,331,895	流動負債	4,511,102
現金及び預金	3,405,057	買掛金	1,242,143
電子記録債権	250,278	未払費用	1,854,743
売掛金	3,516,443	契約負債	453,983
契約資産	2,334,217	未払法人税等	429,468
商品及び製品	121,392	役員賞与引当金	55,900
仕掛品	149,697	受注損失引当金	750
原材料及び貯蔵品	14,746	その他	474,113
その他	560,511		
貸倒引当金	△20,450	固定負債	1,653,486
固定資産	3,965,494	退職給付に係る負債	1,321,505
有形固定資産	951,513	資産除去債務	326,281
建物及び構築物	827,193	その他	5,700
機械装置及び運搬具	305		
その他	124,014	負債合計	6,164,589
無形固定資産	700,912	(純資産の部)	
ソフトウェア	688,078	株主資本	7,494,776
その他	12,834	資本金	750,608
投資その他の資産	2,313,068	資本剰余金	404,608
投資有価証券	30,329	利益剰余金	6,652,912
関係会社株式	223,582	自己株式	△313,352
退職給付に係る資産	341,556	その他の包括利益累計額	59,322
繰延税金資産	1,197,375	その他有価証券評価差額金	6,528
その他	520,223	退職給付に係る調整累計額	52,794
		新株予約権	559,230
		非支配株主持分	19,471
		純資産合計	8,132,800
資産合計	14,297,389	負債純資産合計	14,297,389

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,263,161
売 上 原 価		14,448,594
売 上 総 利 益		5,814,567
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,186,119
営 業 利 益		1,628,448
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,224	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	113,148	
保 険 解 約 返 戻 金	18,220	
保 険 事 務 手 数 料	1,439	
為 替 差 益	392	
未 払 配 当 金 除 斥 益	945	
補 助 金 収 入	43,056	
そ の 他	2,953	188,380
営 業 外 費 用		
売 上 債 権 売 却 損	36	
固 定 資 産 除 却 損	1,628	
保 険 解 約 損	54	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,528	4,248
経 常 利 益		1,812,580
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,812,580
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	659,972	
法 人 税 等 調 整 額	△150,709	509,263
当 期 純 利 益		1,303,317
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		21,238
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,282,078

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社YE DIGITAL
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嵯峨 貴弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内野 健志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社YE DIGITALの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社YE DIGITAL及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,185,355	流動負債	3,710,030
現金及び預金	2,863,553	買掛金	1,174,383
売掛金	3,054,378	未払金	229,666
契約資産	2,216,620	未払費用	1,482,400
電子記録債権	250,278	未払法人税等	266,800
商掛品	121,392	未払消費税等	103,193
仕掛品	116,834	契約負債	436,646
貯蔵品	14,746	預り金	16,188
前渡金	265,204	受注損失引当金	750
前払費用	168,451		
その他	113,894		
固定資産	3,976,369	固定負債	2,135,751
有形固定資産	931,482	退職給付引当金	1,816,193
建物	805,135	資産除去債務	319,558
機械及び装置	305		
工具、器具及び備品	126,040		
無形固定資産	719,119	負債合計	5,845,782
ソフトウェア	383,364	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	323,505	株主資本	6,750,184
その他	12,250	資本金	750,608
		資本剰余金	404,608
投資その他の資産	2,325,767	資本準備金	404,608
投資有価証券	24,329	利益剰余金	5,908,321
関係会社株式	44,500	利益準備金	70,790
長期前払費用	5,540	その他利益剰余金	5,837,531
前払年金費用	780,520	別途積立金	925,055
繰延税金資産	1,062,857	繰越利益剰余金	4,912,475
敷金	392,174	自己株式	△313,352
その他	15,845	評価・換算差額等	6,528
		その他有価証券評価差額金	6,528
		新株予約権	559,230
資産合計	13,161,725	純資産合計	7,315,943
		負債純資産合計	13,161,725

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,754,670
売 上 原 価		13,316,553
売 上 総 利 益		4,438,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,696,524
営 業 利 益		741,593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,397	
受 取 配 当 金	516,200	
為 替 差 益	392	
そ の 他	41,055	565,044
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	1,628	
売 上 債 権 売 却 損	36	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,528	4,194
経 常 利 益		1,302,443
税 引 前 当 期 純 利 益		1,302,443
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	374,517	
法 人 税 等 調 整 額	△138,981	235,536
当 期 純 利 益		1,066,907

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社 Y E D I G I T A L
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嵯峨 貴弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内野 健志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Y E D I G I T A L の 2025年3月1日から2026年2月28日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月23日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社への機関移行に関する定款変更の決議がなされたことに基づき、2025年5月23日より監査等委員会として、2025年3月1日から2026年2月28日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行を監査し、本監査報告書を作成いたしましたので、その内容について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 機関移行前の監査役的活動との連携

機関移行日までの期間については、前任の監査役から監査内容の引き継ぎを受け、監査役が実施した監査活動（取締役会その他重要な会議への出席、重要な決済書類等の閲覧等）の内容を確認し、監査結果への影響を確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月14日

株式会社 Y E D I G I T A L 監査等委員会

常勤監査等委員 江 藤 知 樹 ㊟

社外監査等委員 下 池 正一郎 ㊟

社外監査等委員 三 浦 正 道 ㊟

社外監査等委員 金 澤 美 冬 ㊟

社外監査等委員 相 良 陽 一 ㊟

社外監査等委員 野 毛 由 文 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>氏名 玉井裕治 (1964年1月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年3月 当社入社 2013年9月 当社理事 2014年6月 当社執行役員 2018年3月 当社常務執行役員 2021年3月 当社専務執行役員IoT事業統括 組込・制御システム本部長 2021年5月 当社取締役専務執行役員IoT事業統括 組込・制御システム本部長 2022年5月 当社代表取締役社長、現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 玉井裕治氏は、システム開発ならびに営業の事業責任者を経て、2021年から当社取締役、2022年から当社代表取締役社長を務めております。これまで培われた経営者としての経営全般にわたる豊かかつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	10,000株
2	<p>氏名 本松隆之 (1966年3月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>1989年3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社 2013年3月 同社システムエンジニアリング事業部事業計画部長 2017年3月 欧州安川有限会社出向 2021年3月 株式会社安川電機環境・社会システム事業部事業企画部長 2022年3月 当社へ出向、当社管理本部経理部長 2023年3月 当社へ転籍、当社執行役員管理本部長 2023年5月 当社取締役執行役員管理本部長、現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 本松隆之氏は、株式会社安川電機で培われた豊かかつ幅広い経験・見識をもとに、当社の経営企画・管理の業務に携わる等、これまで培われた豊かかつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	3,000株

(注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、本議案で各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

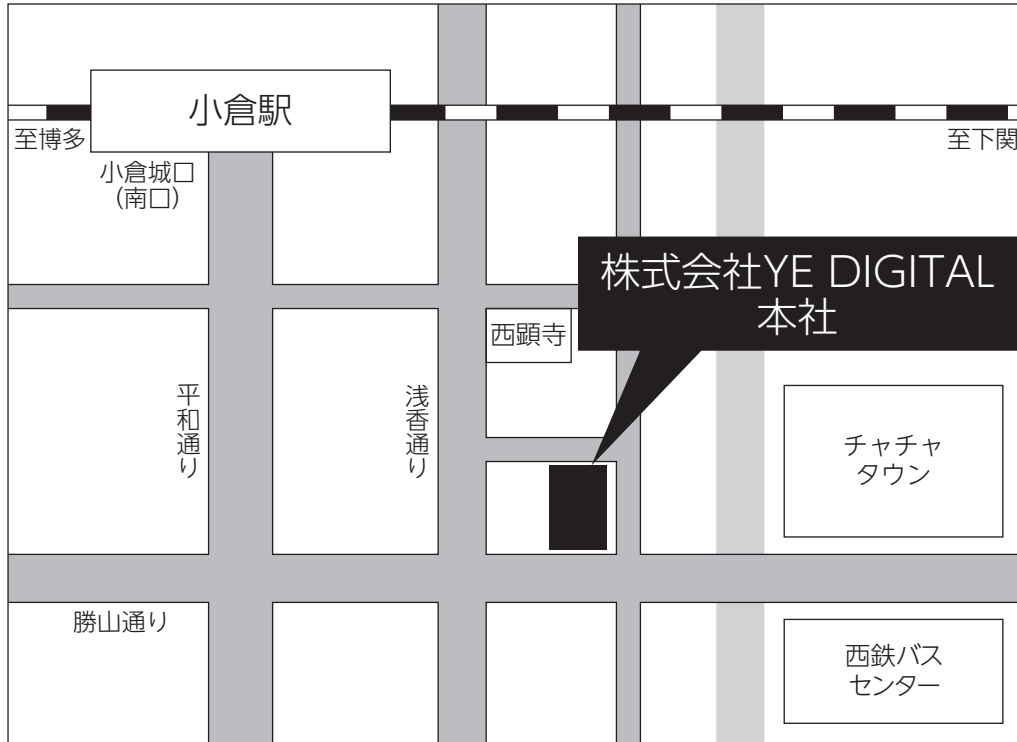
(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において議案が承認された場合)

氏名	性別	役職	企業 経営	事業 戦略	IT DX	ダイバー シティ 人材開発	財務 会計	法務 リスク管理
玉井 裕治	男性	代表取締役 社長	●	●	●	●		
本松 隆之	男性	取締役 執行役員		●		●	●	●
江藤 知樹	男性	取締役 監査等委員		●	●	●		
三浦 正道	男性	社外取締役 監査等委員 独立役員				●		●
金澤 美冬	女性	社外取締役 監査等委員 独立役員	●			●		
相良 陽一	男性	社外取締役 監査等委員				●	●	
野毛 由文	男性	社外取締役 監査等委員 独立役員	●			●		

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 株式会社YE DIGITAL本社 プレゼンテーションルーム
北九州市小倉北区米町二丁目1番21号 APエルテージ米町ビル6階
TEL 093(522)1010(代)
JR小倉駅小倉城口(南口)から徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

